

中止事業について

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
道路事業 (直轄事業)	一般国道56号 <small>いかざき うち</small> 五十崎内 子拡幅 四国地方整備局 (<small>えひめ きた うちこ</small> 愛媛県喜多郡内子 町)	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業区間内にある防災対策箇所3箇所については、依然として未対策ではあるが、通行止めの実績もなく、近年の豪雨時等においても法面の変状が見られなかった。 ・交通量の減少、交通事故の減少により、バイパスによる整備の緊急性は低下している。 ・本事業については、五十崎内子地区で4車線化を実施しており、一定の整備効果が見られることから、城廻地区の残事業については、事業内容・効果の見直しのため、再度調査・検討することが望ましいと判断し、事業を中止する。

○政府予算案の閣議決定時に個別箇所です算決定された事業（平成23年10月に評価結果を公表済）

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
ダム事業 (直轄事業等)	<small>あがつまがわ</small> 吾妻川上流総合開発事 業 関東地方整備局 (<small>なかのじょうまち つ</small> 群馬県中之条町、 <small>まごいむら</small> 嬬恋村)	<p>今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。</p> <p>社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針(案)「中止」は妥当であると考えられる。</p> <p>よって、対応方針については「中止」とする。</p>

※1：「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」（平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議）

※2：社会情勢の変化等により、検証主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、従来からの手法等によって検討を行うことができる。